

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応等

安城市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、状況の変化に応じて公共施設の対応や市主催イベントの実施可否基準を定めています。また、同感染症拡大により影響を受けている世帯や事業者への支援や、必要な情報提供を行っています。

- 公共施設の対応
- 市主催イベント・行事の実施可否基準
- 小中学校の教育活動
- 影響を受ける人への支援策



いずれも同感染症の拡大状況等を鑑み、随時見直しをしています。市HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」ページで最新情報を確認してください。また、同感染症対策本部会議の会議録も掲載しています。



市HPへ

問▶危機管理課(☎〈71〉2220)、保健センター(☎〈76〉1133)

安城市税の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症にり患した人、同感染症の影響で収入が著しく減少し安城市税の納付が困難となった人や事業者は、「納税の猶予」を受けることができます。「納税の猶予」が適用されると、原則1年間、納税の猶予を受けることができます。猶予の適用には申請が必要ですので、納税課にご相談ください。



問納税課(☎〈71〉2217)

ひとり親世帯への特別給付

同感染症の影響を勘案し、ひとり親世帯の生活の安定を図るために、市が特別に児童扶養手当受給対象者1人につき3万円を支給します。対象者には4月1日付で申請書を送付しています。8月31日(月)までに子育て支援課窓口又は郵送(必着)で提出してください。



問子育て支援課(☎〈71〉2229)

市民税・県民税の納税通知書について

同感染症の影響により、所得税等の申告・納付期限が1カ月延長されました。当初の申告期限(3月16日)を過ぎて申告した場合、市民税・県民税及び各種保険料等の算定に間に合わず、当初の通知に反映されない場合があります。3月17日以降の申告により税額が変更になる人には変更通知書を送付します。

問市民税課(☎〈71〉2214)

水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方へ

同感染症の影響で収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

問水道業務課(☎〈71〉2249)

一時的な資金の緊急貸付

愛知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度において、同感染症の影響を踏まえ特例貸付を行っています。具体的な内容や、市社会福祉協議会での支援等についてはお問い合わせください。



問市社会福祉協議会(☎〈77〉0284)

市民課窓口混雑時における同感染症拡大防止

同感染症の拡大防止のため、混雑が見込まれる日(5月7日(木)・8日(金))の来庁をなるべく避ける等、ご協力ください。下記の方法も利用できます。

- 転出届は窓口で行うことが基本ですが、郵送による届出も可能です
- 住民票、戸籍証明書、税証明は郵送で請求できます
- 転入届・転居届は引越し後14日以内に届出を出す必要がありますが、当面は14日経過後も手続きができます



問市民課(☎〈71〉2268)

新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口

安城商工会議所にて、経営上の相談に応じています。

問安城商工会議所(☎〈76〉5175)

市内店舗のテイクアウト・宅配サービス情報

市観光協会HPでは、料理のテイクアウトや宅配等のサービスを提供する市内事業者の情報を随時更新しています。



問市観光協会(☎〈71〉2235)

信用保証料補助制度

愛知県信用保証協会を通じて事業資金の借入を行う際に必要な信用保証料の一部を補助します。また、同感染症の影響を受け、対象の融資を利用した事業者に対して、従来制度に加え、最大100万円を補助します。



問商工課(☎〈71〉2235)

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症については、欧州や米国で感染が爆発的に拡大し、医療崩壊により十分な医療が受けられない状況が起こる等、世界の状況は大変厳しいものとなっています。日本国内をみても東京をはじめとする関東圏や関西圏等の都市部を中心に患者が急激に増え、集団感染の発生とともに、感染源が明らかでない事例が増加しています。

このような状況の下、4月7日には、新型コロナウイルスの全国的かつ急速な蔓延防止のため、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を発出する事態となりました。愛知県においても感染者数は急激に増加しており、4月10日には県知事から緊急事態宣言が発出されています。

そこで、市民の皆様には私からお願いがあります。

緊急事態宣言後の会見で安倍首相は、「人と人との接触機会を最低7割、極力8割を削減できれば、2週間後に感染者増加を減少に転じさせることができる」としています。そのため、本市においても不要不急の外出を極力控えるとともに、換気の悪い密閉空間、多くの人の密集する場所及び近距離での密接した会話を避け、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底を改めてお願いいたします。

現在も、感染予防のためイベントの中止や公共施設の利用制限等を行っており、多くの方々にご不便をおかけしているところですが、今一度市民の命を守るためにも、率先して感染防止に向けたこれらの取り組みを実践していただき、この危機的状況を皆様とともに乗り越えていきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

安城市長 神谷学

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために

皆さんが、人が集まる風通しが悪い場所を避けるだけで、多くの人々の感染を食い止め、命を救うことができます。

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは避けてください。

3つの「密」を避けましょう

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

○衣浦東部保健所▶生活環境安全課→☎(21)4797(平日午前9時～午後5時)
帰国者・接触者相談センター→☎(22)1699(平日午前9時～午後5時、夜間・(土)日(祝)はオンコール体制)

○愛知県保健医療局健康医務部健康対策課感染症グループ☎052(954)6272(午前9時～午後5時/土(日)祝も実施)
○厚生労働省の電話相談窓口(コールセンター・フリーダイヤル)☎(0120)565653(午前9時～午後9時/土(日)祝も実施)